

政令第百十三号

不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第三十七項の規定に基づき、この政令を制定する。

不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下この項及び第十条の二において同じ。）を原産地とする特定の種類の輸入貨物に法第八条第一項の規定を適用する場合には、当該輸入貨物の生産者が、当該輸入貨物と同種の貨物を生産している中華人民共和国の産業において、当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（第十条の二において「中華人民共和国特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」という。）があることを明確に示すことができない場合は、第一項第四号に掲げる価格を用いることができる。

第八条第一項第七号中「第十条第一項前段」の下に「及び第十条の二第一項前段」を加える。

第十条の次に次の一条を加える。

(中華人民共和国を原産地とする特定の種類の輸入貨物の生産者による証拠の提出等)

第十条の二 中華人民共和国を原産地とする特定の種類の輸入貨物に対する調査が開始された場合においては、前条の規定によるほか、当該輸入貨物の生産者(以下この条において単に「生産者」という。)は、第八条第一項の規定により通知又は告示された同項第七号に掲げる期限までに、中華人民共和国特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関し、財務大臣に対し、証拠を提出し、又は証言をすることができ、この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、証拠又は証言により証明しようとする事実並びに当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときはその旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

2 財務大臣は、前項前段の調査の期間中必要があると認めるときは、生産者に対し、中華人民共和国特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関し、証拠を提出し、又は証言をすることを求めることができる。この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由を記載した書面を提出しなけれ

ばならない。

3 財務大臣は、生産者から第一項前段の規定による証言の求めがあつた場合又は前項前段の規定により生産者に証言を求める場合は、証言の聴取の日時及び場所その他証言の聴取のために必要な事項を当該生産者に対し書面により通知しなければならない。

4 第七条第六項から第十項までの規定は、第一項前段若しくは第二項前段の規定により提出された証拠又はこれらの規定によりされた証言について準用する。

第十一条第一項中「前条第一項前段」を「第十条第一項前段若しくは第二項前段若しくは前条第一項前段」に改め、「これらの規定を」の下に「第十条第四項及び」を加える。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。